Japanese Coalition Against Military Research in Academia

軍学共同反対連絡会 News Letter

NO. 77 2023.03.31

軍学共同反対連絡会ホームページ http://no-military-research.jp

大軍拡の中で急がれる セキュリティ・クリアランス (SC) 制度法制化の問題点

井原 聰(東北大学名誉教授)

1. SC 制度に関する有識者会議の設置

岸田内閣総理大臣は2月14日の経済安全保障推進会議で「'セキュリティ・クリアランス'を含むわが国の情報保全強化は、同盟国や同志国などとの円滑な協力のために重要で、こうした制度の整備は産業界の国際的なビジネスの機会の拡充にもつながる」と述べた。そして「主要国の情報保全の在り方や産業界などのニーズも踏まえ、制度の法整備などに向けた検討を進める必要がある」注1)として、高市経済安全保障担当大臣のもとで、今後1年をめどに制度創設に向けた検討作業を進めるよう指示した。

高市大臣は、「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズを踏まえ、セキュリティ・クリアランス制度等について検討を行う」ため「有識者会議(第1回)」注2)を2月24日、早くも開催した。

高市大臣はそこで「海外における政府調達や民間 企業間の取引においても、日本企業が不利な状況に 直面するケースもあると承知している。例えば、日 本企業の従業員にセキュリティ・クリアランスがな いために、ビジネスに必要な重要情報を得られない などの例もうかがっている。今後、日本企業がビジ ネスチャンスを失ったり、共同研究から外されるよ うなことがあってはならない」と述べ、経済界から の要請(経団連、経済同友会)注3)を背景に、政府 調達や民間企業の国際共同事業開発でSC制度が ないために共同開発に加われなかったとする事例 を引き合いに出してきた注4)。

ところで、有識者会議の座長代理となった鈴木一 人氏が所長を務める地政学研究所が SC 制度に関す るアンケート調査を行った注5)。S C 制度が必要か の問いに「今すぐ必要 18.7% 将来必要 54.7%」

であった。さらに「日本に現状セキュリティ・クリ アランス制度がないことにより、参画することので きなかった案件や会議などはありますか。」(複数 回答可)の問いに、「これまでなかったが、将来的 に参画できないことが予想される」が56.3%であっ たが、「これまでもなく、今後も特に想定されない」 が 40.8%、「他国の企業と組んで他国政府のプロジ ェクトに参画できない」としたものは 1.4%、「他 国の政府が行う事業に入札できない」としたものは 0%、「他国企業との共同研究に参加できない」とし たものも 0%となっており、S C制度導入は将来の 課題と考えているか、もしくは将来も必要がないと の回答が4割を占めた。主要企業 100 社のうち、 回答企業 79 社では必ずしも日本の全企業の実態を 反映していないが、参加できなかった事例がわずか 1.4% (1件) しかなかったし、少なからぬ企業が今 後も特に想定されないとしており、民間事業者の喫 緊の要望ではなく、一年をめどに制度化をはかる根 拠は乏しい。

しかし3月14日には早くも有識者会議が2回目を開催し、企業からの要望として官民一体で制度設計をという声が出され、一年と言わずスピード感を持って進めてはとの意見も出された注6)。

2. SC 制度とは

有識者会議で配布された資料ではSCを次のように定義している。SCとは「国家における情報保全措置の一環として、①政府が保有する安全保障上重要な情報を指定することを前提に、②当該情報にアクセスする必要がある者(政府職員及び必要に応じ民間の者)に対して政府による調査を実施し、当該者の信頼性を確認した上でアクセス権を付与する

制度、③特別の情報管理ルールを定め、当該情報を漏洩した場合には厳罰を科すことが通例」注7)と。

ところで機密指定制度に早くから取り組んできた米国では注8)、「連邦政府の職員もしくは連邦政府の民間請負事業者の個人が秘密情報を取り扱う適性がありと政府が認定する職業資格」を指している。取り扱う機密レベルによって Top secret、Secret、Confidential のほかに Top secret の上にさらに上級の資格があり、上級になるにしたがって俸給も高くなる。

機密指定の対象分野は①軍事 ②外国政府 ③イ ンテリジェンス ④情報源 ⑤安保関係科学技術・経 済 ⑥核関連 ⑦基幹インフラ ⑧大量破壊兵器の多 岐にわたっている。機密情報にアクセスするために、 その資格申請者は身上調査を受けなければならな いが、その調査内容は①暴力的な政府転覆活動・テ 口等への関与、②外国との関係、③犯罪歴、4民事 訴訟、⑤情報通信関係の非違歴、⑥薬物の濫用、⑦ 精神の健康状態、⑧アルコールの影響、⑨信用状態、 ⑩知人の連絡先、家族・同居人に対して氏名、生年 月日、国籍、住所、社会保障番号等、申請者本人と の面談、友人や同僚、家主、隣人等への照会やポリ グラフ検査を実施する行政機関もあり、さらにソー シャルメディアの情報活用まで行われることがあ り、申請者に関係する広範な第三者の基本的人権を も侵害するような内容となっている。

調査は今日では国防総省の国防カウンターインテリジェンス・保全庁が一元的に実施しているが、CIAやFBIでは独自の調査がなされている。

3. 特別秘密保護法による適正評価から SC制度へ

日本では多くの反対世論を押し切って 2013 年 に成立、2014年に施行された「特定秘密の保護に 関する法律」の「秘密取扱者適格性確認制度」が米 国の SC によく似た身上調査を実施している。特定 秘密とは同法第3条では「その漏えいが我が国の安 全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特 に秘匿することが必要であるもの」とされ、防衛、 外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止が秘 密指定の対象注9)であるが、秘密のレベルは米国の 3段階と違って一つしかない。「特定秘密の指定及 びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な 運用を図るための基準」に示されている秘密指定の 項目は詳細で多岐にわたるため、秘密指定の乱発の 危険、指定の長期化の危険を内包しており、政府に 都合の悪い情報を市民の目から隠すことも可能で ある。市民の知る権利が侵害されるばかりでなく、

情報公開を求める行為も処罰の対象となりうるも のである。

さらに適正評価の対象者のみならず対象者に関係する第三者までもが思想信条、所属団体等を調査されプライバシー権を侵害され、憲法で保障された基本的人権の侵害、国民主権・民主主義・平和主義の破壊につながる危険性をはらんでいる。適正に運用されているかをチェックする情報監視審査会が衆参両院に設置されているが、党派の議席数の比例配分による委員選出は多数党が支配しやすい構成となっていて、会議での会長権限も強く多様な視点からのチェックは難しい仕組みになっている注10)。

政府・与党はこうした悪法に加えてさらに SC 制 度の法制化による広範で重層的な監視システムを 作ろうとしている。第二回の有識者会議には SC に とどまらず秘密管理に関係する「情報保全関連制度 の鳥瞰的な整理」として、労働法制(社内規則)→ 不正競争防止法(営業秘密の管理)→安全保障輸出 管理・外為法(みなし輸出規制)→原子炉等規制法 や経済安全保障推進法上の基幹インフラ、特定重要 技術(管理された非秘密情報 CUI(Controlled Unclassified Information)) →SC 制度(政府所 有の機密情報 CI) という情報管理体系の整備(ピラ ミッド型の図)までが示めされた注11)。ここでは CUIと CIとの関係がどのように調整されるのか、 とりわけ政府所有の CI を提供されることになる経 済安保重要技術育成プログラムの研究グループに SC 取得を強制することが起こり得る問題で、研究 者にとっては極めて重大な問題となる。

今日、特定秘密保護法ではフォローできなかった 機密指定情報にアクセスできる資格付与認定が一 部の企業や政府組織からもとめられているが、安全 保障分野の国際的共同事業(兵器開発事業といって よい)への参加資格獲得が狙いであり、この問題こ そ平和憲法に関わり、国会の議論はもとより、市民 的合意が不可欠なのである。

さて少々横道にそれるが、この特定秘密保護法で「防衛省は、高度な情報保全が求められる'特定秘密'が含まれる情報を OB に漏らしたとして、海上自衛隊の 1 等海佐を 26 日付けで懲戒免職の処分にし、特定秘密保護法違反などの疑いで書類送検しました。'特定秘密'を漏らしたとして処分者が出たのは初めてです。」注12) と突然「見せしめ」ではないかと思われる処分が発表され、3月14日横浜地裁は嫌疑不十分で不起訴とした。

これに先立って1月20日衆議院情報監視審査会が、2月2日参議院情報監視審査会が、防衛省職員の上下関係にあった間柄で退職後に情報提供を求

める問題等について改革すべき勧告を出し防衛省からの改革の報告を求めた注13)。

今後ともまた、他の省庁でも起きうる事件で、引き締めにかかったとも考えられるが、どのような情報が、どこまで機密であったのかが明らかにできなければ嫌疑不十分となる。秘密であることを秘密にしなければならない特別秘密保護法の不透明さがあり、恣意的運用の危険性さえ秘めており、今日でもこの法の廃案を求めたい。

岸田首相や有識者会議のSC必要論はいかにも産業分野での国際共同事業への参画の装いをしているが、優れて国家安全保障の問題であり、産業といっても、またデュアルといっても民営の軍需産業の問題と解すべきであり、日米の共同兵器開発に米国からの強力な要請を受けての国内体制の整備なのである注14)。

これまで見てきたようにSC制度は広範な対象分野と対象者をSCで囲い込み、「軍事総動員体制」に駆り立てる仕組みと言ってよい。大軍拡政策に乗じて軍需産業を活性化し、兵器輸出をもくろむ企業が経団連、経済同友会を通じて声を挙げ、政府・与党がこれを利用してSC制度確立を狙っていると見るのが妥当であろう。

4. 危険な狙いー軍事研究遂行上のための SC 制度確立

科学技術振興機構 (JST) や新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が経済安全保障重要技術育成プログラムの公募要項に公然と兵器技術開発を目的とすることを記載した(2022.12.5)。

例えば NEDO では「我が国の安全保障活動において、海洋における脅威・リスク等の早期察知に資する情報収集体制に関連して、'すべての船舶の動静が把握されている状況ではない'現状を抜本的に改善する宇宙インフラを活用した自律的な海洋状況把握(MDA、Maritime Domain Awareness)能力をもつことは重要です」注15)、「多波長赤外線センサを構成する重要要素技術である赤外線検出器は、その熱源探知能力から弾道ミサイルや高速飛翔体の発射検知及び追尾、また暗視センサとして安全保障用途で使用することができます」注16)、JSTでは「海洋における脅威・リスクをはじめとする海洋状況の早期把握が肝要である」注17)などが公募要項に書かれた。

日本学術会議が声明「軍事的安全保障研究に関する声明」を発出するきっかけとなった防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度でさえ、「基礎研究」と言い張ってきたが、日本の科学・技術の振興に深く

かかわる NEDO や JST が公然と軍事研究に手を貸 すことになった。経済安保法が推進する重要技術育 成プログラムは安保3文書が掲げる「統合防空ミサ イル防衛能力の抜本的強化」を「先取り」した重要 技術育成であり、「国家防衛戦略」に掲げる(1)スタ ンド・オフ防衛能力、(2)総合ミサイル防空能力、(3) 無人アセット防衛能力、(4)領域横断作戦能力、(5) 指揮統制・情報関連機能、(6)機動展開能力、(7)持 続性・強靭性に関わる研究開発であり、「防衛整備 計画」の二つを加えると(8)防衛生産・技術基盤、(9) 人的基盤となり大軍拡遂行のための喫緊の重要技 術開発の課題である。これに研究者や研究環境を呼 び込み、官民伴走(産官学自伴走;自は自衛隊)し て研究成果を兵器にまで実装することが目的なの である。そしてこれは先に指摘したように「日米安 全保障協議委員会(「2+2」)」で米国に約束させら れた「人工知能、機械学習、指向性エネルギー及び 量子計算、重要な新興分野」、「極超音速技術に対 抗するための将来の協力」、「共同研究、共同開発、 共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関す る協力」、「調達の合理化及び防衛分野におけるサ プライチェーンの強化」、「12 式地対艦誘導弾」と いう分野に合致しており、この共同開発のために待 ったなしでSC制度の確立が迫られているのである。

5. まとめ

以上みてきたように、現在進められようとしている SC 制度の導入は日米共同軍事研究を遂行するためのものである。米国からの強い要請に押されて、 出速な議論をすれば日本の学術研究の発展を阻害する危険な仕組みとなりかねない。

また、基本的人権を侵害しかねない問題のある特定秘密保護法の対象と対象者と機能を飛躍的に拡大し、重要インフラ分野、科学・技術分野、科学者・技術者、研究環境等を規制することとなり極めて慎重かつ市民的合意が求められる問題である。したがって一握りのSC推進論者の有識者のみの議論に任せてはならない。

とりわけ憲法 9 条、第 21 条表現の自由、第 23 条学問の自由など基本的人権に抵触する問題にもかかわらずそうした識者が一人もいない有識者会議(7割が推進論者)に SC 議論を任せるわけにはいかない。

SC は研究の自由、発表の自由と秘密指定が緊張 関係にあることから全米科学アカデミーでは基礎 研究、応用研究を秘密指定するなという要求を出し、 オバマ大統領による大統領令 13526 号の規制がか けられた。 日本の秘密保護法は一部の軍事研究への秘密指定を別とすればそもそも研究内容に関わる秘密指定をする機能はない。経済安保法によってかろうじて研究者を縛ろうとする仕組みを作ったものの、SC 資格認定がなければ日米等軍事ブロックの国際的共同兵器開発事業では相手国が承知をしない。平和憲法のもとで、そうした共同兵器開発に「参加できてこなかった」ことを喜ぶべきで、それこそ国際社会に対する平和国家としての強力なアピールでもあった。それを政府・与党、一部の有識者はかなぐり捨てようとしている。

秘密保護法の運用を監視する情報監視審査会制度はあるが、委員が政党を離脱するわけではないので政府から独立して自律的に活動が実施されるのか不明である。また先に触れた情報監視審査会の勧告の実効性が担保されているのかも不明であり、その活動を監視することも求められている。

このようにSC制度の運用を規制する組織の検討がなされないばかりか、SC制度がそもそも日本の社会にどのような問題を引き起こすのかさえ検討がなされないまま、制度設計を政権の意のままに任すことになれば、監視社会という戦前回帰への道につながる恐れがある。

機密指定権を通じて重要インフラ分野、軍需産業分野への国家権力の管理・統制強化がなされれば、国際商習慣、自由主義的・国際協調主義的経営が衰退することも懸念され、産業の国家統制となり、ここでも戦前回帰への道の危険がある。

これまで産業競争力強化法による技術情報管理 認証制度、原子炉等規制法、不正競争防止法、安全 保障貿易管理、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密 保護法などによる秘密管理が行われてきたが、安全 保障貿易管理では大川原化工機事件のような冤罪 事件を生んだ。秘密情報を権力が恣意的に運用する ことがまかり通る危険性がある。

SC 制度は文字通り権力による監視行動と不可分の関係にあり、密告社会、監視社会という戦前回帰が危惧される。

科学研究や技術開発分野やその従事者へのSC制度の導入は研究成果の非公開と結びついており、研究の自由、研究発表の自由・研究交流の自由が阻害され、研究と教育を一体とする大学教育への影響は避けがたい。また博士号授与機構にもマイナスの影響が大となり、日本の学術研究の発展に重大な阻害要因となりかねない。

最後に、日本学術会議法改正によって政府が会員 選挙に介入し、日本学術会議を変質させ、問題意識 と時間軸を政府と共有させようとしていることに 触れたい。日本学術会議を政府の諮問機関のように変え、日米軍事同盟の一体化のための大軍拡政策の遂行に協力する機関に仕立て上げたいとしており、SC 制度化と軌を一にしていることに留意したい。

注1) 「国家安全保障戦略 VI-2」

注2) 「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議(第1回)」及び 有識者一覧注3)経団連(2022.2.9)、経済同友会(2022.2.16)ともに「経

済安全保障法制に関する意見」 注4)注2)に同じ、「議事要旨」の自由討議のなかにもあらわれている。また、さかのぼること 2019年10月には産業構造審議会 通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会中間報告中間報告が「特定秘密やMDA秘密に該当しない機微技術に係る情報については制度が不十分であるとして、機微技術に関する国際共同研究開発に我が国企業が参加できないという指摘もあり、産業保全に関する今後の対応について検討すべきで

注5) 公益財団法人国際文化会館 地経学研究所「経済安全保障 に関する 100 社アンケート調査結果に関する主要データ(暫定)」(2023.2.6)

ある」として産業保全に言及し SC の検討をもとめていた。

注6)同上「有識者会議」(第2回)

注7) 同上

注8) 米国の制度については以下の二つの大統領令 a)、b) および c)、d) の文献を参考にした。

- a) Presidential Decree No.12968 , Michelle D. Christensen, "Security Clearance Process: Answers to Frequently Asked Question,"
- b) Presidential Decree No.13526.
- c)福田健志「米国のセキュリティ・クリアランス制度と日本における議論―研究者への適用をめぐって―」(『変化する国際環境と総合安全保障 総合調査報告書』国会図書館、2022.03.25、pp. 109-127)
- d) 柿沼重志「技術流出防止策としてのセキュリティ・クリアランス〜経済安全保障推進法の改正による制度導入に向けて〜」(『経済のプリズム / 1882-062X』217号、参議院事務局企画調整室(調査情報担当室)、2022.106)
- e) 永野秀雄「米国の連邦行政機関における適正評価制度の概要」(大沢秀介監修『入門・安全と情報』所収、成文堂、2015) 注9) 「特定秘密保護法別表」
- 注 10) 「衆議院情報監視審査会規程」
- 注11) 「有識者会議(第2回)」資料4
- 注 12) 「'特定秘密'漏えいで初の処分 海上自衛隊 1 等海佐を 懲戒免職」NHK Web、2022.12.26.

注 13) 衆議院情報監視審査会「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」2023.1.20、参議院情報監視審査会「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」2023.2.2 衆参ほぼ同文であるが、参議院では6項目目に「我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。」が加えられた。

注 14) 日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(2022.1.7) 日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」、「ファクト・シート:日米競争力・強靱性パートナーシップ」(2022.5.23)

注 15) NEDO「船舶向け通信衛星コンステレーションによる 海洋状況把握技術の開発・実証」

注 16) NEDO 公募課題「高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発」

注 17) JST 公募課題「「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機 (AUV) による海洋観測・調査システムの構築」

大軍拡予算案審議に一石を投じた院内シンポジウム

「加速する軍事研究への動員」報告1

2023 年予算は、専守防衛から敵地攻撃へと防衛のあり方を変えることの議論が不十分なまま成立してしまった。連絡会は参議院審議の最中の3月6日(月)16 時~18 時に、衆議院第一議員会館で表題のシンポを開催した。満席の70名が参加され、6名の国会議員も駆け付け審議の状況を報告していただいた。【発言順 宮本徹 (衆・共産)川田龍平 (参・立民)大河原まさこ (衆・立民)阿部とも子 (衆・立民)福島みずほ (参・社民)山添拓 (参・共産)】その概要を2回に分けて紹介する。https://www.Youtube.com/watch?v=Tnl6JqlelUMで全映像を見ることができ、資料は連絡会 HPhttp://no-military-research.jp/からダウンロードできるので、ご活用下さい。

Ⅰ 軍事研究を一挙に拡大する 2023 年度予算案

小寺 隆幸(軍学共同反対連絡会事務局長)

(1) 日本の安全を脅かす新兵器開発

①軍拡ではなく人間の安全保障の視点を

戦争を抑止するための軍事力増強という考えは 虚妄であり、むしろ相手の軍拡を引き起こしより緊 張が激化する。相手のミサイルやドローンを 100% 迎撃することは不可能だから先制的に敵基地を攻 撃するというが、そうすれば核による反撃や原発へ の攻撃さえ想定され、日本は破滅する。東アジアで 戦争が起きないように、米国と中国、北朝鮮、ロシ アなどとの間に立って働きかける外交力こそが重 要だが、政府はまともに交渉しようとしていない。

しかも国家安全保障戦略では戦争が起きた場合は人の命ではなく国益を守ることを優先している。 私たちは「人間の安全保障」の立場に立ち、絶対戦争を起こさせない、そのために日本は米国と中・北・ 露の間に立ち真摯な外交努力を行なうことを基本 とすべきで、日本が大軍拡に踏み出すべきではない。

②3倍増の研究開発費で先端兵器開発へ

科研費は今年と同額の 2377 億円、国立大の運営 交付金も私学助成も今年と同額。一方防衛省の研究 開発費は 3.1 倍の 8968 億円。10 種類のミサイル の同時研究・開発、無人アセット、レーザーやマイクロ波兵器、将来レールガンなど米中露が進める先端兵器開発競争に日本も加わる。だが防衛省 O B からも、このような研究を同時に行なう体制は作れない、そもそも研究者が足りないという声が上がる。そこで防衛省が大学の研究者を引きぬくことが始まっている。軍事研究への科学者の動員である。

③相手に脅威を与える極超音速兵器



防衛省は沖縄の島にミサイルを装備した「敵」が 侵攻すれば、自衛隊は住民を置いて一旦退避し、遠 い島から極超音速滑空弾をその島に打ちこむとい う。逃げ惑い巻き添えになって殺される住民のこと は何も考えない。自分たちは安全なところから相手 を攻撃するのがスタンドオフの意味だが、避難しえ ない住民には自衛隊の極超音速弾も脅威である。

2022 年 12 月、防衛省は島嶼防衛用高速滑空弾 3 タイプを公表した。(射程は識者推定)

Block1 (既に研究・開発中、推定射程 500km・マッハ 6・沖縄本島配備)

Block2A (推定射程 1500~2000km・マッハ 12・九州ないし本州配備)

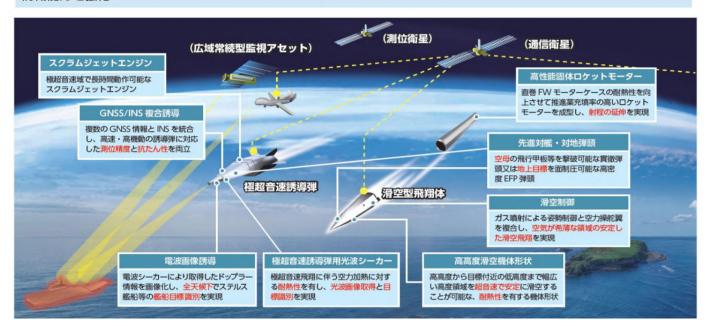
Block2B(推定射程 3000km 以上・マッハ 17・ 本州ないし北海道配備)

島嶼防衛用どころか、中国、北朝鮮、ロシアの内 陸深くまで届く攻撃兵器である。

それとは別に開発する極超音速誘導弾(ミサイル)はスクラムジェットエンジンを使用する(次頁図)。 その研究に関わって、宇宙航空研究開発機構 JAXA は 2015 年、17 年、18 年と 3 回も安全保障技術

技術獲得後の将来像

将来の脅威に備え、広域常続的警戒監視の各種アセット及び衛星通信網を活用し、スクラムジェットエンジンを搭載 した極超音速誘導弾や、高性能固体ロケットモーターを利用して加速する滑空型飛しょう体により、スタンド・オフ 防衛能力を強化



研究推進制度に採択されている。特に 2017 年に採択され 18~22 年に実施された「極超音速飛行に向けた流体燃焼の基盤的研究」は大規模研究で岡山大と東海大が分担研究に加わっている。だが連絡会の追及に対し JAXA は「長距離ミサイルとしての開発は承知していない」と答え(連絡会ニュース 40 号連絡会 HP 参照)、岡山大は「マッハ 5 のエンジンは民生利用しうる」と主張した(ニュース 19 号)。

今、防衛省はこの研究成果も用いて次に進もうとしている。憲法違反の攻撃兵器開発のために防衛省は20億円を出したが、研究者と大学は基礎研究であり軍事研究ではないと強弁する。自分たちの研究がどのような兵器に使われるのかということに、見ないふりをし続ける。

④ 橋渡し研究費も 21 倍に

安全保障技術研究推進制度は今年より 6 億円増えて 112 億円、その次の段階の橋渡し研究費は 9 億円から 188 億円に増えた。安全保障技術研究推進制度の研究終了時点で兵器化の可能性があると思う研究について、防衛省が委託研究として金を出し、兵器への応用に向けて大学・研究機関、企業に取り組ませるもので、明確な軍事応用研究である。

さらに画期的な防衛装備品を生み出すための新たな研究機関の創設に向けた調査研究費が 0.2 億円計上された。米国防省の DARPA を模した研究所を今後日本にもつくるためである。

(2) あらゆる研究が軍事に活用されかねない

それだけではない。国家安全保障戦略は「防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させるための政府横断的な仕組みを創設する。政府全体の研究開発に関する資金及びその成果の安全保障分野への積極的な活用を進める」と謳っている。(VI 1 (4))

既に昨年 12 月に科学技術振興機構(JST)と新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が窓口となり公募が行われた経済安全保障重要技術育成プログラムには安全保障上の目的が明記されている。(連絡会ニュース 74 号参照)

これまで防衛費から資金が出るものについては 軍事研究ととらえ、技術的・倫理的審査を行なうことを日本学術会議 2017 年声明は提起し、多くの大 学等がそうしてきた。しかし、今後はあらゆるとこ るに軍事利用の可能性が生じる。そこで問われるの は、大学と研究者の、その研究の社会的意味につい ての広い視野と洞察力であり、倫理観である。

これまで見てきたように今進められているのは 最先端兵器の研究である。それがどう用いられ、ど のような悲惨を人間にもたらすのかを考えるには、 「価値観を退ける専門的思考様式」(朝永振一郎) から脱却し、政治的・社会的に現実を認識すること が欠かせない(註)。例えば極超音速の研究者は、 自らの研究が生み出したミサイルが用いられた時

直接兵器と結び付かない基礎研究でも、研究者に は軍事的応用可能性を考える責任がある。例えば筑

に生じる惨状を真剣に想像するべきである。

波大は、カーボンナノチューブを用いた耐衝撃材の研究を、基礎研究であり軍事研究ではないと防衛費20億円を受領し行っている。そして防衛装備庁が「極超音速ミサイルの弾頭部に耐衝撃材が必要」と記していることに対しては、「研究成果が利用されないという担保を取ることはできない」と居直っている。(連絡会ニュース42号)

今後、他省庁の研究も軍事転用すると政府が断言した以上、今まで以上に軍事応用可能性を精査すべきである。応用を止めることは困難だとしても、藤垣裕子『科学者の社会的責任』(岩波書店)が指摘する三つ相の科学者の社会的責任を果たさねばならない。軍事研究に即してみると①民生利用目的の研究に軍事目的が入り込めば様々なバイアスが生じ、研究の自主性も損なわれるので、それを防ぐ責任 ②研究が兵器に応用され、兵器製造の一端を担う責任 ③基礎研究の段階であっても研究が軍事技術にどのように埋め込まれうるかを社会に示す説明責任 である。

さらにデュアルユースは民生と軍事両方に良い という人もいるが、そんな甘いものではない。例え ば文科省による「戦略的創造研究」の中に量子暗号 を含む研究が含まれている。これは今は民生研究と して進められているが、今後もし軍事転用されれば 最重要の軍事機密となり、逆に民生利用が制限され かねない。民生研究を軍事が簒奪し、そのために研 究のパラダイムを変える危険性が常に存在する。 このように入り口(資金の出所)で判断できなくて も、途中で軍事転用が見えてきたらそこで辞める勇 気を持ちたい。ユネスコ「科学及び科学研究者に関 する勧告」(2017年)は、科学者の責任及び権利 の一つとして「科学技術の発展が人類の福祉、尊厳 及び人権を損なう場合又は『軍民両用』に当たる場 合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から 身を引く権利を有し、これらの懸念について自由に

意見を表明し、報告する権利及び責任を有する」と明確に規定している。科学者一人が抜けても研究は続くだろう。しかしその科学者が黙せず、辞めた理由と研究の危うさを社会に訴えれば歯止めがかかる。勧告はそれも科学者の責任と考えている。

(3) 科学の公開性と学問の自由を

前述したユネスコ勧告は、科学研究の結果が「戦争の準備」「ある国に対する搾取」「人権、基本的自由若しくは人間の尊厳の損失」に対する脅威となるという問題意識に基づいて出され、「開かれた交流が、科学の過程の本質を成し、また、科学的成果の正確性及び客観性の強力な保証を与える」と謳っている。それに真っ向から敵対するのが軍事研究に他ならない。

また 1999 年の世界科学会議で採択された「ブダペスト宣言(科学と科学的知識の利用に関する世界宣言)」は「科学は人類全体に奉仕するべきもの」だが、「環境劣化や技術災害、社会的な不公平や疎外も助長した」現実に目をつむるのではなく、「科学の知識を責任ある方法で、人類の必要と希望とに適用させることが急務である」という問題意識から生まれた。とりわけ「科学の進歩が高性能兵器の生産を可能にした」のであり、「科学者共同体は平和への歩みに重要な役割を果たさなければならない」と提起している。

世界が分断され、学問の世界にも守秘義務やセキュリティクリアランスなどが忍び寄っている今、デュアルユースやイノベーションを目的にする近視眼的な科学では本来の科学研究が阻害されかねないことに改めて思いを馳せたい。科学者が戦争に動員される社会にしてはならない。

(註:ここで引用した朝永振一郎の言葉については、「日本の科学者」2023年4月号の拙稿「軍学共同の新たな段階に立ち向かうために」を参照)

Ⅱ 学問と政治の適切な距離感

須藤 靖 (東京大学大学院教授 宇宙物理学・天文学)

小寺さんの問題提起に共感するが、私は科学者の側にも大きな問題があると感じている。私は高知県生まれで、子供の頃に住んでいた家の玄関に鍵はなかったが、心配したことはなかった。近所は良く知っていて仲良しだったし、古き良き時代の性善説が機能していたのだ。

現在玄関に鍵がない家はない。振込詐欺も起きている。こう考えると性善説を前提とすべしとは言い難い。理科系の科学者の中にも軍事研究を必ずしも否定せず、あくまでも基礎研究という立場ならいいではないかと、見てみぬふりをする人がいるが、その背景は共通しているのだろう。

しかしどこまでなら良いか の線引は本当に難しい。戸締り はむしろ当然。鍵の多重化、警 備会社と契約、これなら誰も文 句はない。では、護身用具を常 備する、さらに自宅に無断侵入 した人には発砲してよい、ある いはさらなる予防のため近所 に怪しいやつがいたら射殺す べし。どんどんエスカレートす ると、どこまでが許せて、どこ から許してはいけないのか、は 立場により異なるのは当然。個 人の経験により違うのは仕方 ないし、何が良い悪いではな い。意見が違おうと、その点は 共有し互いに理解すべきであ る。ただただ性善説ではこうな るはずだから、戸締りは不要 で、むしろ戸締りをしない社会 をめざすと言っても意味がな را درا

異なる意見を持つ相手に対 しては、この手の議論は感情的 になりがち。平和な社会を目指 したいのは誰も同じだが、では それをどう実現するかとなる と、防犯⇒専守防衛⇒先手必勝 とエスカレートする。 ウクライ ナのようになったらどうする んだという話を出してくる人 も少なくない。そういう状況を 目の当たりにすると、ついつい 軍事費を増やすのはいいこと だ、もっといけ、という近視眼 的判断に支配されがちだ。しか しだからこそ我々は、意識的に より長期的視野に立ってどう すべきかを議論すべきだ。目先 の話にだけにとらわれず、では 長期的にどうするのかという 話を切り分けて、同時に冷静に 議論する必要がある。

私は日本学術会議が軍事研究に反対する声明を発出したときには会員だった。あの時は学術会議内部でもいろいろな意見があったが、冷静な議論が

世の中の状況は場所と時間によって刻々変化する

- 1960年代@高知県
 - 私が小学生の頃住んでいた古い借家には、そもそも玄関に鍵がついていなかった
 - しかし、危険などと考えたことはなく安心して住んでいられた
 - 近所は全員顔見知りで、知らない人はいなかった
 - ・ 性善説が機能していた

• 2020年代@東京

- ・ 玄関に鍵がないは論外だし、戸締まりしない(できない)家など考えられない
- ・ 振り込め詐欺は当たり前、さらには広域連続強盗・殺人も多発
- ・ 近所であろうと互いに顔を知らないことも珍しくない
- ・ 性悪説を前提とせざるを得ない

・古き良き時代は理想なのだが、実際にその状況に戻ることは不可能

- ・ 安心できる生活を確保するために何をどこまで許容すべきかは自明ではない
- 戸締まりする⇒鍵を多重化する⇒警備会社と契約する⇒護身用具を常備⇒自宅への無断侵入には 発砲⇒定期的に見回りをして近所をうろつく不審者は念のために射殺しておく
- ・個人レベルの防犯 ⇔ 国家レベルの防衛・軍備

この手の議論は感情的に過熱しがち

- ・犯罪者に対する厳罰化⇒そもそも被害者をださないように、潜在的加害者を一掃しておくほうがずっと有効では?
 - 防犯⇒自衛⇒専守防衛⇒先手必勝
 - ・ 感情的には理解できるものの、結局のところイタチごっことなるだけで、本質的 には何の解決にもならない
- 結局は、時間がかかろうと、教育、労働環境、福祉、経済などの改善 を積み重ねる努力が不可欠
 - ・成果がでるまでに時間がかかることには、なかなか賛同が得られない
 - ・ 人間は近視眼的な意見に左右されて行動しがち(国会議員も同じ、さらには本当にそのような意見が国民の大多数なのであれば、それに対応した判断をすることが国会議員としては得だろうし、そもそもそうあるべきなのかも?)
- ・だからこそ、冷静に客観的・論理的な議論に耳を傾ける必要がある
 - ・逆に言えば、これこそが学術会議の存在意義であり、同時に学術会議が(ある種の人々に)嫌われてしまう理由でもある

防衛省安全保障技術研究推進制度に対する私の基本スタンス

- 「防衛省の側に立てば」安全保障技術研究推進制度は合理的
 - ・ 防衛省のミッションは国の防衛
 - 研究資金不足に悩む基礎研究者にとっては、潤沢な防衛予算からのサポートは魅力的に思える だろう
 - その結果、研究者には基礎研究、防衛省には軍事研究のデュアルユース的開発が推進できれば 一石二鳥ではないか
 - ・この意味において、私は決して防衛省が悪だとの価値観を主張しているのではない
- ・むしろ本当に重要なのは、それがやがて何をもたらすかを熟慮して、自ら の社会的責任を判断する科学者側の規範と行動
 - デュアルユースといった耳障りの良い言葉を使うことで、思考停止に陥ってはならな い
 - ・ 短期的な研究資金の獲得という視点ではなく、より長期的な視点で基礎研究の存在価値を真摯に見つめ直すべき(ただし若手研究者にはこの思いがあまり伝わっていないのが残念かつ心配)
- ・最終的にはこれらの情報を十分考慮した国民の判断に委ねるしかない。

できたと考えている。しかしそれに対する政府の態度が、最終的には任命拒否につながり、現在の膠着状態をもたらした。私は今会員ではないが、学術会議の中でも軍事について議論することがタブーになり、議論をしてはいけない雰囲気になっているような印象を持っている。自由な議論ができなくなることほど恐ろしいことはない。

そもそも安全保障技術研究推進制度は、防衛省の側に立てば合理的であろう。防衛省側は、研究者が研究資金不足で悩んでいるなら防衛予算でサポートしてあげる制度を創っただけだ。それを受けた研究者側は、自分が行っているのはあくまで基礎研究なのでそれを防衛省がどう使うかには責任を保つ必要はない、と自分を納得させれば罪悪感もないだろう。

防衛省のミッションは国の防衛である以上、私は 防衛省が悪というつもりはない。その是非を判断す るのは研究者であり、最終的には国民だ。個人的には残念なことだが、その制度を利用したいと考える研究者が少なからずいる。しかしそれをどうすればいいかは、正直わからない。ただ一つ強調しておきたいのは、デュアルユースと言う単語は、極めてミスリーディングで、これは基礎研究だからやってもよいと思考停止に陥らせてしまう。研究者のエゴかもしれないが、研究したいがお金がないという状況の下では、研究費をもらえるならなんであれ応募したい。そのために、心の中で自分はデュアルユースの基礎研究の側であり、軍事研究ではないと説得しているのだろう。

この論理の正当性を、誰が判断するか(できるか)は非常に難しい。厳密な意味で軍事研究と基礎研究を区別することはできず、どこまでも連続的につながってしまうからだ。研究者自身が、自分のやっている研究が最終的に何をもたらすかを考え、どこで

やめるかを決める。これも非 常に難しい問題だ。

私は理論家なので幸か不幸かデュアルユースとは無縁、かつ多額の研究費は不要だ。だからこそこの問題に対して堂々と正論を述べることができる。しかし、立場によってはこういう意見を言うと研究費の獲得に苦労する可能性もあろう。

それに対する定量的かつ 客観的な議論はまさに学術 会議の役割であるが、政府は 学術会議を黙殺するだけだ。 さらに学術会議に限らず、最

軍事研究と基礎研究

- ・この2つの研究を明確に区別することが困難なのは事実⇒だからといって、見てみないふりあるいは思考停止に陥るべきではない
 - 自分は基礎研究をやっているのであり、それが軍事に使われるたとしても自分の責任ではない、といった科学者の姿勢は容認できない
 - もしやるなら、うやむやにせず明確な境界を引いて基礎研究を歪めない制度を確立すべき
 - GDP2%などという積み上げ根拠を欠いた形式的議論ではなく、軍事研究の必要性とその予算額の正当性を堂々と定量的に示して検証に委ねるべ
- ・何より恐ろしいのは、軍事研究に反対するという意見を政府が排斥している現状 ⇒ 学術会議に対する弾圧、会員任命拒否、第三者委員会という名の支配が典型例
 - ・ 軍事研究に限らず、最近の政府は強い圧力をかけることで、異論を許さない姿勢を隠そうとすらしていない (ハラスメントというべきレベル)
 - ・ 政府のやり方に賛同する人々やマスコミが存在することも事実だが、それらを利用した感情的な流れで国策をすすめることはあってはならない
- ・多様な意見を抹殺するのではなく、時間をかけて互いに堂々と主張しあい議論を 深める、そしてそれを保証することこそ日本の将来にとって不可欠

学術会議と政府の関係

- ・日本学術会議法:日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される
- ・ 2020年10月1日:日本学術会議が推薦した会員候補のうち6名を菅総理が任命拒否
- 2022年12月6日: 内閣府『日本学術会議の在り方についての政府方針』「法改正によって 学術会議会員選考のための第三者委員会を設置する」
- ・これらに対しては、すでに多くの批判的声明が公表されている
 - 2023年1月30日、日本化学連合、日本数学会、生物科学学会連合、日本地球惑星科学連合、日本天文学会、日本物理学会:合同会長声明「日本学術会議法の性急な改正について再考を求める」
- ・政府と学術会議は協力して日本に貢献すべき関係。政府は多様な意見に耳を傾け議論を尽くした上で、最終的には自らの責任で判断すべきである。異なる意見を封印・抹殺してはならないのは、言うまでもない(民主主義の基本ルールである)
 - ・ 政治的な正当性があると考えるのであれば、堂々と論理的に主張・議論すれば良い
 - ・ 常に政府によりそう学術会議など、日本の未来に対する責任を放棄した存在にほかならない

近の日本政府は、政府と異なる意見を主張したり、 批判したりするマスコミに強い圧力をかけている。 異論を封じること、これは学術会議に関わらず昨今 の政府の態度そのものだ。実は学術会議問題はその 端的な例に過ぎない。もちろん、政府に賛成する人 たちもいるが、それがあたかも国民の本当の意見で あるかのように見せたいのだろう。異論にこそ耳を 傾け、互いに議論を尽くす機会を保証することこそ 政府の責任であるはずなのだが。時間がかかろうと、 自分とは違う意見の人と話し合う、自分はその意見 に賛同はできないがなぜそう主張しているのかは 理解できるというレベルまで互いに議論を尽くす は本質的に困難である。だからこそ、その時の状況 に左右され、感情的にある特定の方向に流されるこ とのないように、継続的な議論が大切だ。私の意見 は、若手の科学者とは必ずしも同じではないかもし れないが、言い続けていくしかないと思っている。 この問題に限らず、現在の世の中では意見が二分化 (さらには二極化)する傾向があるが、だからこそ 常に対話を継続することを諦めてはならない。

> (次号で本田浩邦氏、高本英司氏、杉原浩司氏 の発言を紹介します)

ことが本質であろう。

ところで学術会議の話に 関連して、元国立天文台長 である林正彦さんが「論座」 に優れた論考を書いてい る。日本では、研究者が「学 問の自由」をよこせと言う けれど、ドイツでは政治家 の方が学問の自由を大切に しているという。「学問の自 由」は決して研究者のため ではなく、社会のために不 可欠なのだ。だからこそ、研 究者が学問の自由を放棄し てある方向に行ってしまう のは社会にとって非常に危 険であり、「学問の自由」を 保障するのは政治家の役割 である。ドイツに住むよう になって、この趣旨の話を 異なる政治家から繰り返し 聴かされて、驚くとともに 深く感動したと書かれてい る。私も感銘を受けたので、 ぜひとも皆さんにもご一読 をお勧めしたい。

以上、まとめておこう。軍 事研究と基礎研究の線引き

彼我の違い

- ・英国王立協会のwebトップページ
 - We are the independent scientific academy of the UK, dedicated to promoting excellence in science for the benefit of humanity https://royalsociety.org/
- ・ 林正彦 日本学術振興会ボン支局長 (元国立天文台長)
 - ・ドイツにおける「学問の自由」というのは、あえて誤解をおそれずに言えば、「金は出しても口は出さない」という精神だと言っても良い。これに気づいたときには驚いた。日本だと、「お金を出してもらっているのだから、言うことを聞かなければ……」とつい忖度してしまう。ドイツだと、「お金を出してもらっているのだから、忖度なく真実を探求し、それを公表しなければならない。それは人々にとって、自分たちの将来を左右する重要な判断材料となるのだから」という精神が見られる。

(朝日新聞論座2020年10月7日)

まとめ

- ・軍事研究と基礎科学の線引はむずかしい
- ・だからこそ、科学者は、意図的でなくとも結果的に軍事研究に加担しない よう慎重に行動する責任を負う
- 同時に、政府は、世界の状況を近視眼的に判断することなく、異論を排さず広く多様な意見を取り入れた冷静かつ客観的議論を尽くす責任を負う
- 長期的な視野と責任を欠いた政策によって、日本は若者にとって将来が見 えない右肩下がりの国に成り下がってしまった
 - ・人口減少、貧困と教育格差、エネルギー・原子力政策、研究・開発力低 下と人材流出、経済停滞
 - ・アベノマスクに代表される信じがたいような愚策が堂々と実行されたのみならず、誰も責任をとらない体制
 - ・これらは本来、学術会議と政府が協力して解決すべき社会的課題
- ・学術会議と政府の間の信頼感の早急な構築を望む

軍学共同反対連絡会

共同代表:池内 了 ・野田 隆三郎・大野 義一朗

軍学共同反対連絡会ホームページ http://no-military-research.jp/ <u>軍学共同反対連絡会事務局</u>

▶事務局へのメールは下記へ 件名に [軍学共同反対連絡会] と明記してください。 小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)